

平成30年度 稚内市教育相談所運営計画



稚内市教育相談所

平成 29 年度の歩みと平成 30 年度の課題

1. 教育相談スタッフ会議の歩み

期 日	内 容
1. 平成 29 年 4 月 18 日	教育相談スタッフ確認・スタッフ会議の共通基盤・方針
2. 平成 29 年 6 月 8 日	稚内市子育て支援指針について研修 子ども支援状況の交流
3. 平成 29 年 7 月 20 日	SSW 地域別研修報告 子ども支援状況の交流
4. 平成 29 年 9 月 7 日	子どもの貧困対策 子ども支援状況の交流
5. 平成 29 年 10 月 26 日	子ども支援の上半期の状況 子ども支援状況の交流
6. 平成 29 年 11 月 30 日	支援が必要な家庭のケース検討 子ども支援状況の交流
7. 平成 29 年 12 月 21 日	適応指導教室の状況 子ども支援状況の交流
8. 平成 30 年 2 月 15 日	支援が必要な家庭のケース検討 子ども支援状況の交流

2. 教育相談件数一覧

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

相 談 方 法	件 数	備 考
子育て電話相談	284 (243)	発達・子育ての悩み、不登校、家庭・学校との連携
来所面接相談	310 (246)	不登校、いじめ、思春期問題、子育て支援、ひきこもり
学校巡回訪問	495 (542)	校長・教頭・学級担任・保護者との面接相談・ケース会議
『つばさ』電話・訪問	514 (422)	『つばさ』に関する家庭・学校等との連絡・連携
SSW 相談件数	702 (676)	子どもの悩み・教師の悩み・母親支援・家庭サポート
SC 相談件数	248 (207)	電話相談・来所相談・サポート相談・
講座・講演活動	10 (19)	PTA 講演・子育て講演・研修講師

() は昨年度の実績数

3. 平成 29 年度の取り組みの特徴

- (1) SSW・SCの活躍と各学校の校内ネットワーク活動や4地区ネットワーク活動が有機的に結びつき、効果的なサポート活動が生まれています。困っている子・困っている親に丁寧に寄り添い、チームとして機敏に、組織的に、かつ粘り強くサポートすることにより、子どもの成長を支援する取り組みが展開されました。また、貧困対策の取り組みや医療の取り組みなどとも連携し、オール稚内での総合的な支援体制が整いつつあります。
- (2) 高校との連携が一層進み、垣根のない子ども支援のサポート体制が充実しました。また、児童相談所や主任児童委員も加わった『○○さんサポート』活動が今年度も展開されました。教育・医療・専門家連携も生まれました。幼・小・中・高・大という縦の連携と地区ネットワークという横の連携の強まりにより、稚内の子ども支援の体制はより厚みを増してきています。
- (3) 教育相談スタッフ会議は、情報連携だけではなく、研修の場、さらには個別ケース支援を検討する場として有機的に作用する場となりました。貧困対策とも関わりをもたせ、情報連携から行動連携を志向し、子ども支援を具体的・総合的に進めていくことが引き続き重要となります。
- (4) 子ども支援・親支援は、『校内ネットワーク』を基盤にした実践、『サポートチーム』による支援が成果を上げています。アンテナを高くし、機敏に、そしてチームとして取り組むことの重要性が共有されてきています。

4. 平成 30 年度の取り組みの課題

- (1) 子育てに悩む親、親支援に悩む教師が増えています。困った子は『困っている子』、困った親は『困っている親』です。この視点を大切に、チームとしての相談体制や支援、個別の機敏な支援を充実させていきます。また、発達障害(グレーゾーン)に苦しむ子や家庭も増えています。子どもや親の困り感によりそい、専門家とも連携し、それを軽減する支援活動を充実させます。
- (2) 『いじめ問題』や『貧困問題』は、その『背景』をつかむこと無しに支援策は生まれません。社会的背景に目を向け、貧困対策プロジェクトの取り組みとも連携し、親の悩み・子どもの悩みに応える支援の充実を努めます。
- (3) 学校や教師に対する不満や要求が渦巻いています。それは期待の裏返しでもあります。親の願いに耳を傾け、『顔の見える学び合い』をつくりだすことによって父母と教師の絆を強め、子どもを成長させます。
- (4) 『幼稚園・保育所支援』『家庭生活支援』『子育て支援』については、子ども課・学校教育課・教育相談所の連携を密にし、保健・医療・福祉分野ともつながりながら進めていきます。

稚内市教育相談所

〒097-0012 稚内市富岡 1 丁目 1 番 2 号

教育相談所電話 (0162-73-1903)

HP : <http://wakkanai.info/wks/>

Mail: wak-soudanjo@abelia.ocn.ne.jp

1 運営方針

稚内市生涯学習総合支援センター「風～る稚内」設置のねらいと「稚内市子ども支援指針」(平成25年度改訂版)にもとづき、幼児・児童・生徒の教育相談を適時・適切に行うことによって、子ども理解を深め、より早期に問題の解決や相互の関係改善が図られるように、保護者、教職員及び関係機関との緊密な連携のもとに運営する。

2 考え方

- (1) 稚内市教育相談所は、幼児・児童・生徒に関わるあらゆる支援や問題解決の窓口となるため、情報の収集を徹底し、必要に応じて関係者と共有する。
- (2) 問題解決のため、学校、保護者及び学校教育課・こども課等と連携を密にして、支援体制をつくる。
- (3) 守秘義務が生じるため、その管理・保管を徹底する。

3 内容

(1) 稚内市の事業

ア 『子ども支援指針』に基づき児童・生徒支援体制の充実のために努力する。特に平成23年度から配置されたスクールソーシャルワーカー(SSW)とスクールカウンセラー(SC)の機能を生かすとともに、学校・関係機関や関係団体と連携し、市内4地区のネットワークの機能をより充実させ、課題解決に向けて努力する。

イ 「稚内市特別支援教育推進委員会」事業

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するための教育に関する諸問題について調査及び審議を行うため関係団体と連携を図り事業を推進する。

ウ 「就学前教育」事業

幼児期からの継続した発達支援と小学校教育への円滑な接続をはかる。

エ 稚内市子育て電話相談事業

稚内市教育相談所及び稚内市学校適応指導教室のスタッフで対応する。また、必要に応じ面接相談・訪問相談を実施して、相談活動を推進する。

・開設曜日 …… 毎週月曜日～金曜日

・開設時間 …… 9:00～17:00

オ 稚内市学校適応指導教室（つばさ学級）の事業

通級する児童生徒・保護者の相談及び学習を支援し、課題解決に向け努力する。

カ 「適応指導委員会」事業

学校の連携及び不登校児童生徒の情報交流を深め、指導方針や指導内容及び方法を協議し、より効果的な関わり方を模索していく。

キ 「稚内市児童問題連絡会」の事業

稚内市の児童生徒の権利を守り、児童虐待の未然防止や早期発見、児童福祉に関わる困難事例の早期解決のため協力し、連携を推進する。

（2）北海道の事業

ア 北海道教育委員会・宗谷教育局主催の事業（管内いじめ不登校等対策本部会議等）に協力し、推進する。

イ 「北海道犯罪被害者支援基本計画」に則り、稚内地区被害者支援連絡協議会等の協力及び協議で犯罪被害者等への支援を推進する。

3 具体的な相談活動のあり方

（1）平成 23 年度から配置されたスクールソーシャルワーカー（SSW）の巡回訪問活動と平成 26 年度から配置されたスクールカウンセラーの活動を生かし、各学校と連携して課題解決に向けて努力する。

（2）学校訪問では校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・学級担任等で定期的に情報交換（コンサルテーション）を行うとともに、適切な支援方策を協議する。また、学校教育課、こども課、適応指導教室等及び保護者とも協議して支援策を講じる。

（3）稚内市教育研究所と連携し、教職員を対象としたカウンセリング・マインド及びカウンセリング技術を高めるための研修会・講座・講演等を開催する。その他、要請に応じて「出前講座講話・講演」に応える。

（4）情報連携・行動連携を推進する要としての『教育相談スタッフ』が全市的なコーディネート力を発揮し、子ども支援のネットワーク活動やサポート活動の推進を図る。

4 評価

- 教育相談事業に対する客観的な立場からの評価を得るために、より適切な方法について工夫し、実施する。その結果については次年度の事業の改善に生かす。

5 その他

- 必要な書類の保管並びに教育相談の中で知り得た情報については、プライバシー秘密保持（守秘義務）の観点から十分に配慮する。

平成30年度 稚内市『教育相談スタッフメンバー』一覧

No.	名 前	役 職	備 考
1	渡邊 祐子	稚内市教育委員会 教育部長	スタッフ会議座長
2	田中 克良	稚内市教育委員会 学校教育課長	
3	細川 早苗	稚内市教育委員会 子そだて担当主幹 こども課長	
4	田中 愛	稚内市教育委員会 こども課主査	
5	伊藤 弘喜	稚内市教育委員会 学校教育課主査	スタッフ会議 事務局
6	奥山 哲也	稚内市教育委員会 学校教育課主事	スタッフ会議 事務局
7	大沼 拓哉	稚内市教育委員会 社会教育課主査	
8	中野 友彦	稚内市民生児童委員協議会 事務局長	
9	濱田 哲也	北海道稚内高等学校全日制 教頭	
10	鎌本 光司	北海道稚内高等学校定時制 教頭	
11	平間 信雄	稚内市教育相談アドバイザー	
12	植木 典彦	稚内市就学前教育アドバイザー	
13	曾我部藤夫	稚内市学校適応指導教室 室長	
14	藤間 裕子	稚内市学校適応指導教室 指導員	
15	熱海 早苗	稚内市スクールソーシャルワーカー	
16	張間ひとみ	稚内市スクールソーシャルワーカー	
17	金内 聖子	北海道スクールカウンセラー	
18	菅野 剛	稚内市教育相談所 所長	スタッフ会議 コーディネーター
19	加藤 良平	稚内北星学園大学 教授	

平成30年度 稚内市『教育相談スタッフ会議』年間日程

回	月 日 (曜日)	開始時刻	場 所	想定課題 等
1.	5月17日(木)	16:00	風～る 研修室	新年度体制・関係機関の確認 スタッフ自己紹介 今年度の重点・日程確認 子ども支援地域ネットワーク
2.	6月21日(木)	16:00	風～る 研修室	保護者・学校支援の状況交流 サポートチームの編成・確認
3.	7月19日(木)	16:00	風～る 研修室	サポート活動の報告
4.	9月20日(木)	16:00	風～る 研修室	特別支援教育等の交流 就学前教育の課題交流
5.	10月25日(木)	16:00	風～る 研修室	サポート活動・交流
6.	11月22日(木)	16:00	風～る 研修室	サポート活動まとめ
7.	12月20日(木)	16:00	風～る 研修室	学校支援状況の集約
8.	2月21日(木)	16:00	風～る 研修室	年間活動のまとめ
9.	3月14日(木)	16:00	風～る 研修室	サポートチームの終結確認

※今年度は教育委員会の人事異動が5月に予定されているため、例年開催している第一回目の4月スタッフ会議を5月に繰り下げて実施することとしました。

※議会や諸会議と日程が重なることが予想されます。その際は改めてご連絡いたします。

平成 30 年度 稚内市 SC・SSW の配置システムについて

稚内市教育委員会
稚内市教育相談所

1. SSW の配置について

今年度も 2 名の SSW による巡回方式での支援を行ってまいります。
担当者は、熱海 SSW・張間 SSW の 2 名で、下記の通り巡回致します。

名 前	ブロック	巡 回 学 校
あつ み さ なえ 熱 海 早 苗	東ブロック 南ブロック 北ブロック	東小・東中・中央小 南小・南中
はり ま ひとみ 張 間 ひとみ	潮見ブロック 南ブロック 北ブロック	中央小・稚内中 潮見小・潮見中 港小

【SSW の主な仕事は次の通りです】

- ① 課題をかかえる児童・生徒がおかれた環境への働きかけやカウンセリング
- ② 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- ③ 学校内外における支援チーム体制の構築・支援
- ④ 『稚内市子育て支援指針』にもとづくコーディネートとサポート活動
- ⑤ 教職員・PTA等への研修活動 等

2. SC の配置について

今年度は市費による塩田久美 SC（スクールカウンセラー）が退職いたしました。後任は未配置となります。従来から道費により配置されていた金内聖子 SC は週一回の巡回方式による訪問を継続いたします。

【SC の主な仕事は次の通りです】

- ① 課題を抱える児童生徒の個別のカウンセリング
- ② 課題を抱える保護者・教職員の個別のカウンセリング
- ③ 『稚内市子ども支援指針』にもとづくコーディネートとサポート活動
- ④ 教職員・PTA等への研修講師等

3. その他

- 他の学校につきましては、菅野剛学校教育相談員・曾我部藤夫学校教育相談員・植木典彦学校教育相談員・平間信雄学校教育アドバイザーが必要に応じて訪問させていただきます。
- SSW は毎週水曜日の午後を研修の時間とし、学習を深め、資質向上に努めます。

稚内市教育相談所 ご案内

稚内市教育相談所 平成30年度 春季号

☎097-0012

稚内市富岡1丁目1番2号

電話 0162-73-1903

FAX 0162-73-1950

HP <http://wakkanai.info/wks/>

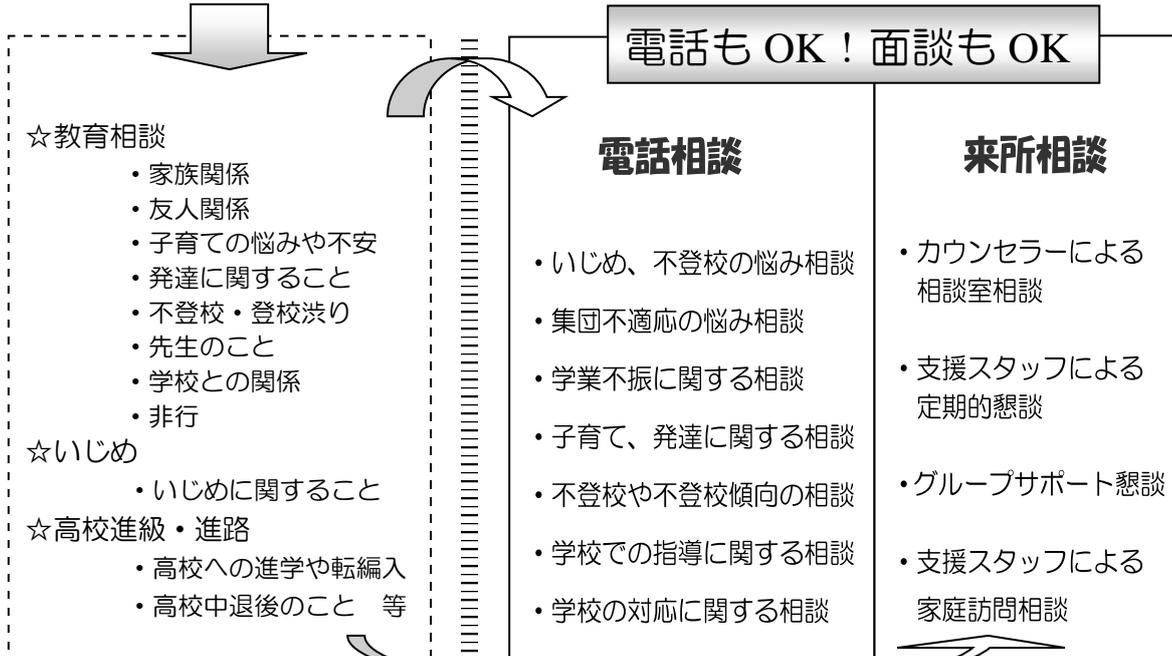
Mail wak-soudanjo@abelia.ocn.ne.jp

平成 30 年度 稚内市教育相談所 事業案内

こんなことで困っていませんか？

● 親・市民からの相談

(秘密は守ります。安心して電話を！)

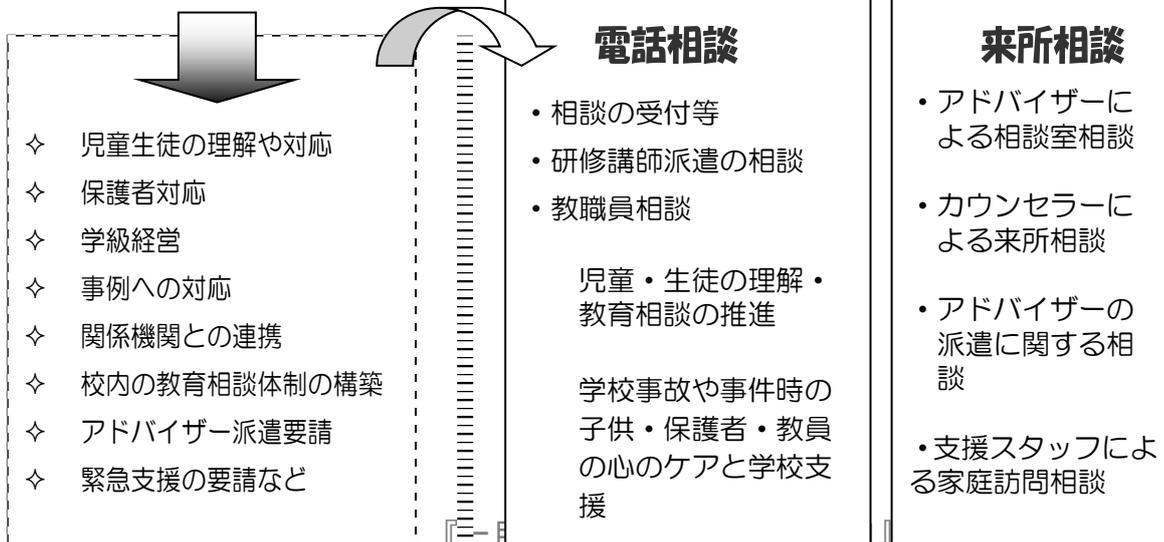


まずは 電話でご相談下さい

0162-73-1903

こんなことで困っていませんか？

● 学校等からの相談



子育ての街 稚内 ネットワークに強い家庭と学校を応援する

教育相談・子育て支援に関する専門機関・団体・電話一覧

名 称	主な相談員	相談の内容	連絡先
稚内市教育委員会	【学校教育課】 職員、指導員、教育相談員 子ども支援コーディネーター	教育課程、学習指導、特別支援教育、生徒指導に関する相談・指導・助言、法的な助言	☎23-6161 ☎23-6519
	【こども課】 子育て支援担当指導員、家庭相談員、母子支援員、教育相談員 子ども支援コーディネーター	児童福祉法に基づき、児童等の福祉に関し、情報提供、相談対応、調査、指導を行う第一義的な窓口。児童相談所・警察署生活安全課とともに、児童虐待の通報窓口	☎23-6161 ☎23-6529
稚内市教育相談所	指導員、教育相談員、カウンセラー S S W、子ども支援コーディネーター	性格、行動、心身障害、学校生活、家庭生活等の教育に関する相談 電話相談 面接相談 学校巡回相談、親支援、先生支援、総合案内	☎24-4402
稚内市適応指導教室 (つばさ学級)	指導員、教育相談員、カウンセラー 子ども支援コーディネーター	不登校児童生徒の学校復帰への支援 登校しぶり、不登校児童生徒の母親支援 教育相談、特別支援教育の相談	☎24-4320
稚内市早期療育通園センター	相談員、指導員	発達障害に関する相談・生活支援 主に幼稚園・保育所等の乳幼児が対象	☎22-9797
稚内市 生活福祉部保健課	保健師、相談員	乳幼児等の心と体、発育、子育て支援	☎23-4000
北海道稚内養護学校 (管内特別支援教育センター校)	専門教員 特別支援教育コーディネーター	特別支援教育全般に関する相談、学校支援	☎26-2292
宗谷総合振興局 保健環境部保健福祉室 (北海道稚内保健所) 子ども・保健推進課(子育て支援)	医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、相談員	地域保健法に基づき、各都道府県・指定都市・中核市に設置。主な業務は栄養の改善及び食品衛生に関する事項、医事及び薬事に関する事項、保健師に関する事項、母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項、歯科保健に関する事項、精神保健に関する事項、エイズ、結核、性病、感染症その他の疾病の予防に関する事項、その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項等	☎33-3702
市立稚内病院 小児科	医師、看護師、精神保健福祉士 臨床心理士、作業療法士	身体的な症状も含めての神経症や精神的疾患に関する相談・予防・治療	☎23-2300
市立稚内病院 精神科	医師、看護師、精神保健福祉士 臨床心理士	入院等も含めての精神的疾患に関する相談・予防・治療	☎23-2300
宗谷圏域 障害者総合相談支援センター	相談員、地域づくりコーディネーター	障害者に対する就労支援、その他福祉と医療に関する心配事相談	☎23-6667
北海道旭川児童相談所 稚内分室	児童福祉司、児童心理司、児童指導員	児童福祉法に基づき設置。18歳未満の子どもに関する様々な相談(虐待通報窓口、養護相談、育成相談、非行相談、障害相談等)に対応。主な業務は、児童福祉司や児童心理司が保護者や関係者から子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施し指導を行う。行動観察や緊急保護のために一時保護の制度もある。	☎32-6171
児童養護施設(NPO法人) 『宗谷ファミリーホーム』	児童指導員、保育士、家庭支援員	児童相談所の指導に基づき、保護者のいない児童虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を対象とした入所施設	☎23-2911
稚内市社会福祉協議会	社会福祉主事、相談員	生活保護や子ども家庭等の福祉に関する相談、保護実施の機関	☎24-1139
民生委員・児童委員 主任児童委員(市内全地区120名)	民生委員・児童委員 主任児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受け地域住民の保護、保健・福祉・子育てに関する援助・指導などを行う。 児童虐待の通告の仲介も行う。町内会単位に活躍	☎24-1139 民生児童委員連協 事務局
稚内警察署 生活安全課	警察官、相談員、少年補導職員	非行少年の補導・保護・検挙・捜査・虐待対応 少年相談等の受理を行う。	☎24-0110
稚内市人権擁護委員協議会 旭川地方務局稚内支局	人権擁護委員 裁判官、家裁調査官、書記官	大人やこどもの人権、非行少年についての調査 審判を行うほか、親権や養育等の親子親族に関する家事調停や審判も行う。	☎33-1122
【電話相談の案内】			
■ 稚内市子育て相談電話	子育て、いじめ、不登校、家庭教育	平日9:00~17:00 稚内市教育相談所(通話料無料)	☎73-1903
■ 家庭児童相談室	児童虐待、子育て、いじめ、不登校	平日8:45~17:30 稚内市こども課	☎23-6529
■ 旭川児童相談所稚内分室	児童虐待、子育て、いじめ、不登校	平日8:45~17:30 稚内分室【24時間対応】	☎32-6171
■ 稚内警察署・生活安全課	家庭内暴力、家出、薬物、犯罪捜査	平日9:00~17:00 稚内警察署【24時間対応】	☎24-0110
■ 乳幼児子どもの発達相談	乳幼児の子育て悩み、発達相談	平日9:00~17:00 稚内市早期療育通園センター	☎22-9797
■ こころとからだの電話相談	こころとからだ、精神的悩み	平日8:45~17:30 稚内市生活福祉部保健課	☎23-4000
■ 配偶者の暴力相談・被害者支援	夫の暴力に対する悩み	平日9:00~17:00 宗谷振興局相談センター	☎33-3399
■ 稚内市地域包括支援センター	高齢者の介護・権利・虐待相談	平日8:45~17:30 稚内市保健福祉センター	☎23-8585
■ 全国共通『こども人権110番』	いじめ、虐待、人権問題専用電話	平日8:30~17:15 法務局全国共通(通話料無料)	☎0120-007-110
■ " 『みんなの人権110番』	差別・暴行・虐待、パワハラ・セクハラ	平日8:30~17:15 法務局全国共通(通話料無料)	☎0575-003-110

発行責任：稚内市教育相談所 平成30年4月20日